

建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について

中間とりまとめ(案)

= 参考資料 =

目 次

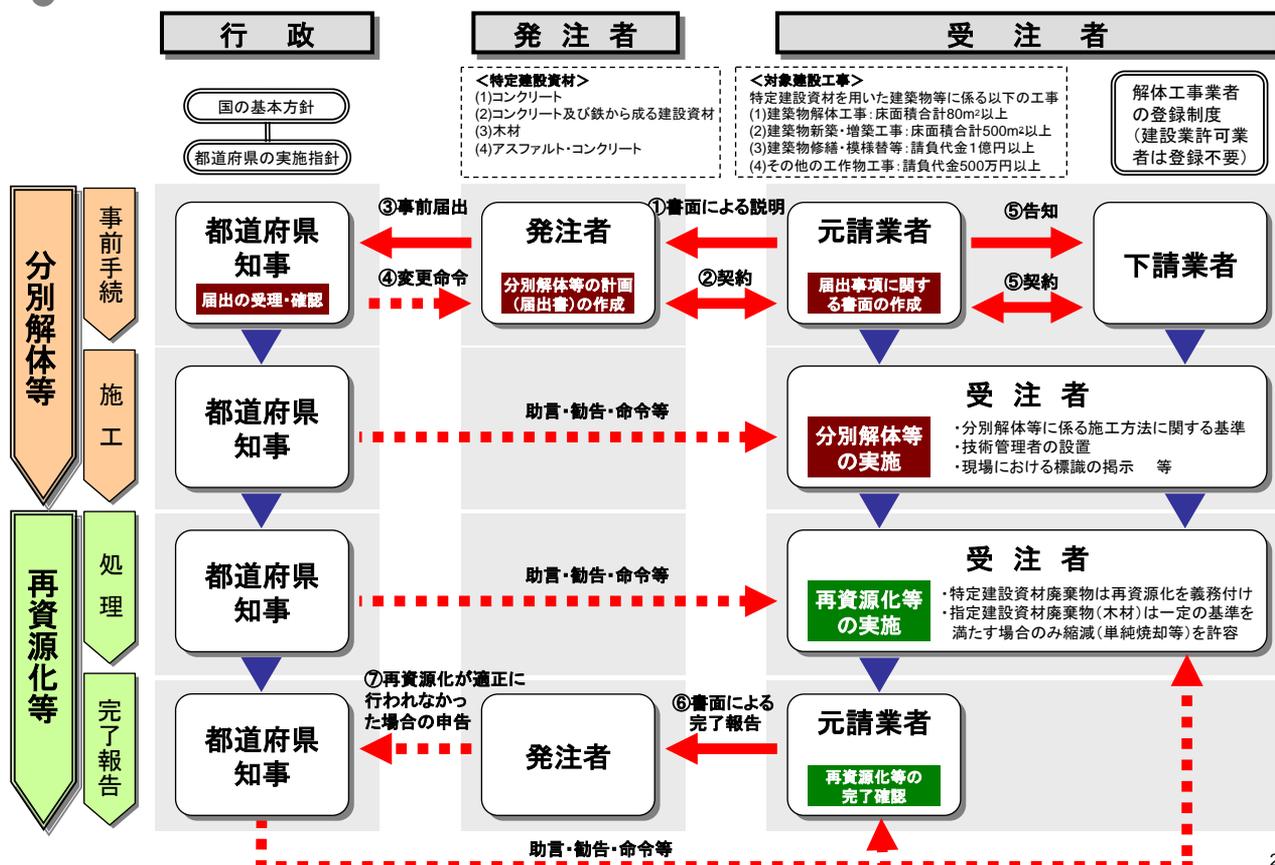
循環型社会形成推進のための法体系	1
建設リサイクル法の仕組み	2
建設リサイクル制度における主な課題(1/2)	3
建設リサイクル制度における主な課題(2/2)	4
特定建設資材廃棄物のリサイクルフロー	5
特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況(1/2)	6
特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況(2/2)	7
対象工事届出・通知件数の推移	8
解体工事の元請業者について	9
解体工事業登録業者数の推移及び分析	10
特定建設資材廃棄物の再資源化率等の推移	11
建設廃棄物の再資源化率等の推移	12
建設廃棄物の排出量と最終処分量の推移	13
産業廃棄物の不法投棄量及び件数の推移	14
分別解体等における工事内容及び費用の明確化	15
対象工事件数及び届出・通知率の推計	16
小規模建築物における分別解体及び運搬時の課題	17
分別解体における施工事例	18
機械施工が可能な工事の事例	19
有害物質含有建材が特定建設資材の再資源化に支障を来すケース	20
廃石膏ボードが特定建設資材の再資源化に支障を来すケース	21
建設リサイクル法による完了報告と廃掃法によるマニフェストとの関係	22
行政庁におけるパトロール及び助言・勧告等の実施状況	23
建設発生木材の縮減状況	24
バイオマス発電における木材利用量の推移	25
廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題(1/2)	26
廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題(2/2)	27
建設系不法投棄の発生原因	28
全国一斉パトロールの実施状況(1/2)	29
全国一斉パトロールの実施状況(2/2)	30
建設リサイクル法の周知・啓発活動	31
その他主要建設資材廃棄物におけるリサイクル等の状況	32
発生抑制の取組事例(1/3)	33
発生抑制の取組事例(2/3)	34
発生抑制の取組事例(3/3)	35
再使用・再生資材の利用の取組事例	36
電子マニフェストの加入・登録情報	37
全建設廃棄物排出量に占める対象工事カバー量及び実把握量	38
規模基準を変更した場合の行政事務量	39

建築物等の解体工事等に必要な許可・登録について	40
事前届出及び通知の内容	41
建設汚泥のリサイクルにおける現状・課題	42
建設系不法投棄の発生パターン	43
不法投棄対策の体系	44
現場標識の掲示	45
状況把握の強化について	46
建設リサイクル法の事務処理を行う自治体について	47
都道府県等における情報提供の取組	48

循環型社会形成推進のための法体系



建設リサイクル法の仕組み

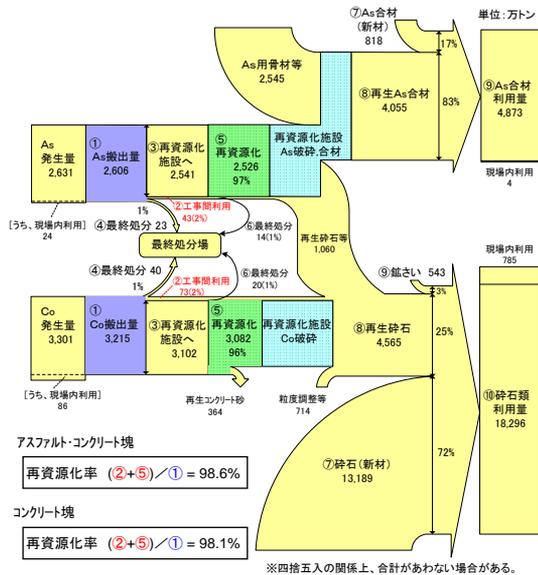


特定建設資材廃棄物のリサイクルフロー

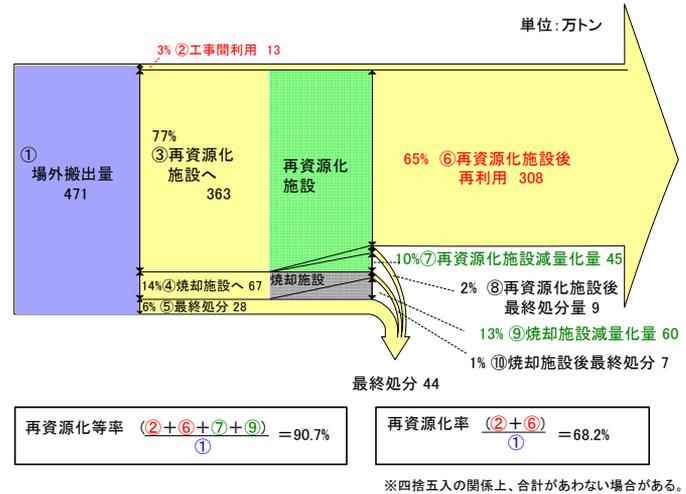
■As塊及びCo塊は、ほとんどが再資源化施設で破碎されたのち、建設工事にて「再生砕石」や「再生As合材用骨材」等として利用されている。
 ※コンクリート及び鉄からなる建設資材は、破碎することによって容易に鉄を取り出すことができ、建設工事に使用されている鉄が不要となったものについては有価で引き取られて再生されている。

■建設発生木材は、77%が再資源化施設へ搬入されチップ化。一方で23%が縮減。

①アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊



②建設発生木材(伐木材等含む)

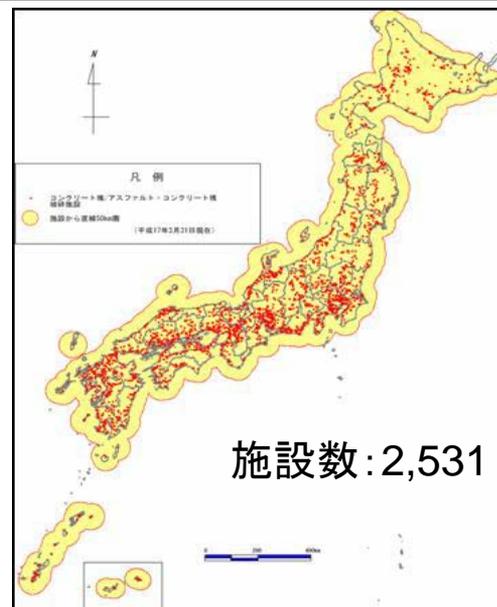


出典: 平成17年度建設副産物実態調査(国土交通省)

特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況(1/2)

①アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

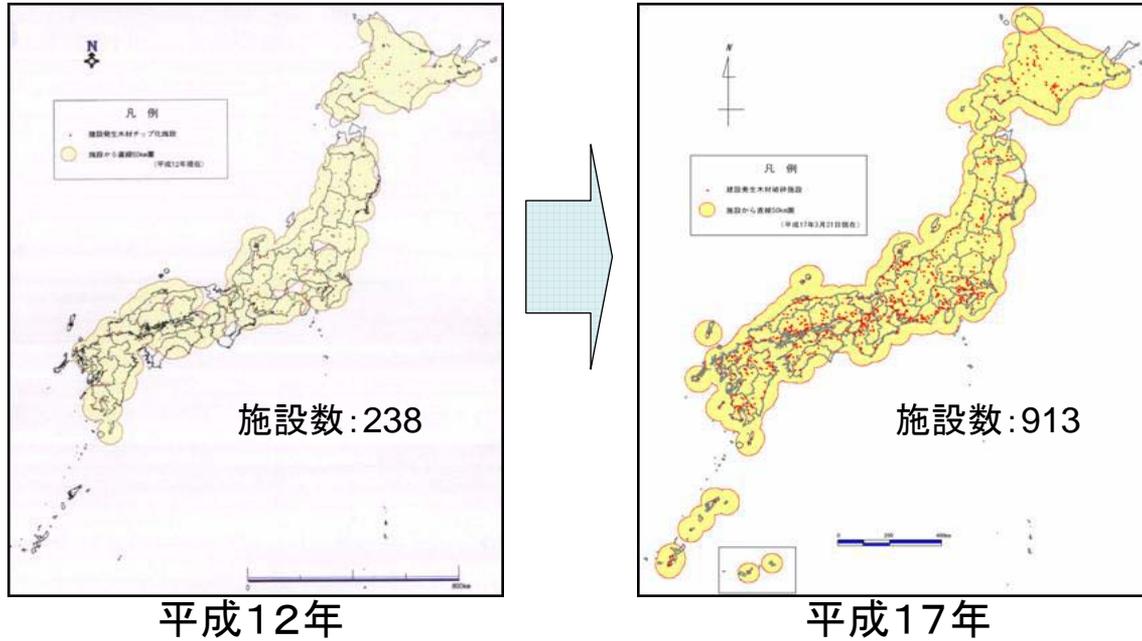
■コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設(破碎施設)は、平成17年現在で2,531施設。平成12年から平成17年にかけて741施設増加。
 ■全国に多数の施設が広く分布している(一部離島等を除く)。



出典: 建設副産物実態調査(国土交通省) ※回答があった施設

②建設発生木材(伐木材等含む)

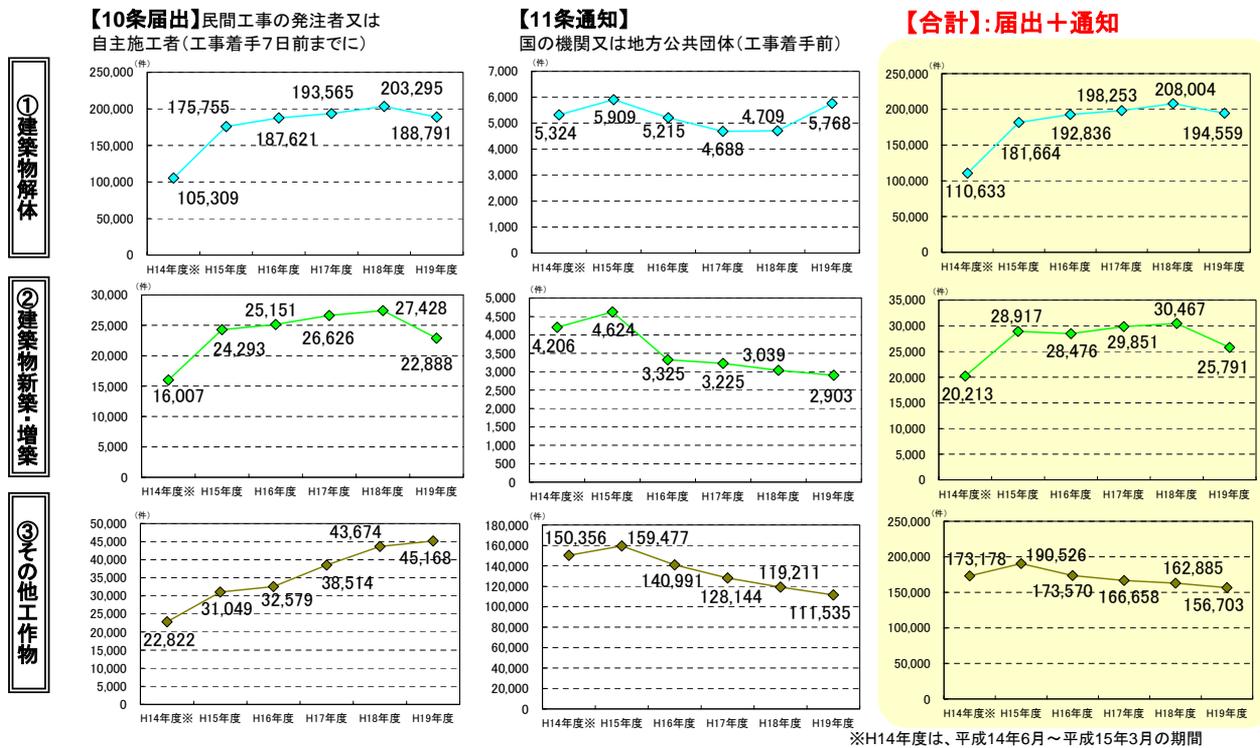
- 建設発生木材の再資源化施設(チップ化施設)は、平成17年現在で913施設。
平成12年から平成17年にかけて675施設増加している。
- 周辺に再資源化施設が無い地域が一部残っているが、概ね解消されつつある。



出典: 建設副産物実態調査(国土交通省) ※回答があった施設 7

対象工事届出・通知件数の推移 第1章 2.(1)

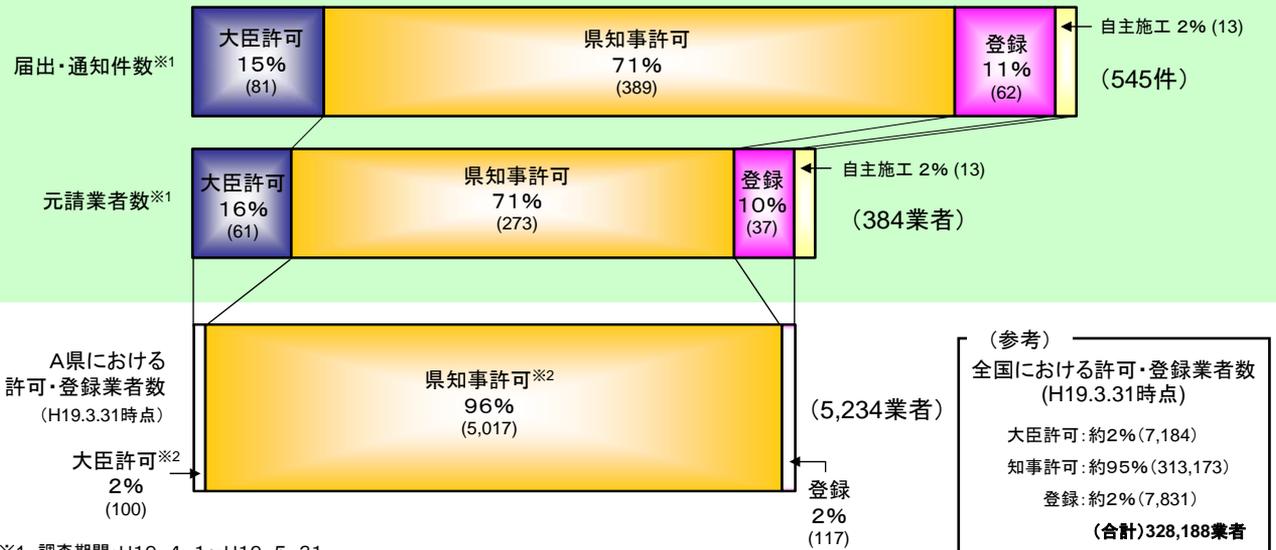
- 届出+通知件数は、建築物工事で増加、その他工作物工事(土木工事)で減少。



解体工事の元請業者について

- 届出・通知に記載のある元請業者数の約9割が建設業許可業者であり、建設リサイクル法による登録業者は約1割に過ぎない(A県における調査より)。
- 解体工事を請け負うことができる業者の98%が建設業許可業者である。

◎建設リサイクル法の届出・通知(建築物に係る解体工事)の内訳(A県における調査)



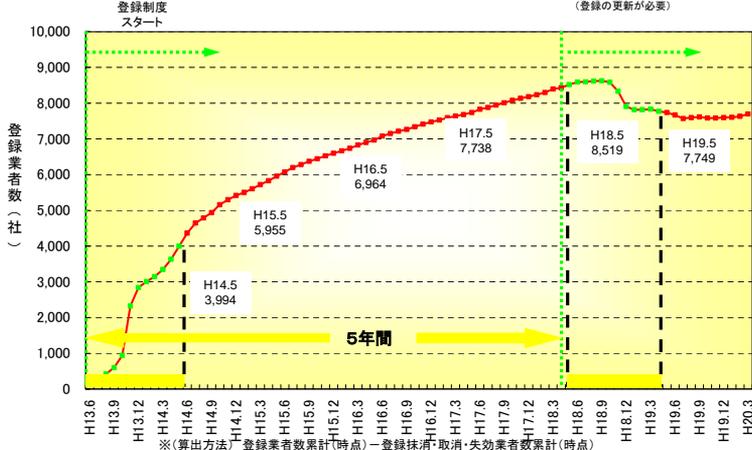
※1 調査期間: H19. 4. 1~H19. 5. 31

※2 大臣許可及び知事許可: 土工/建築/とび・土工・コンクリートのいずれかの許可を取得している業者数 注) 四捨五入の関係上、合計値と合わない場合がある。

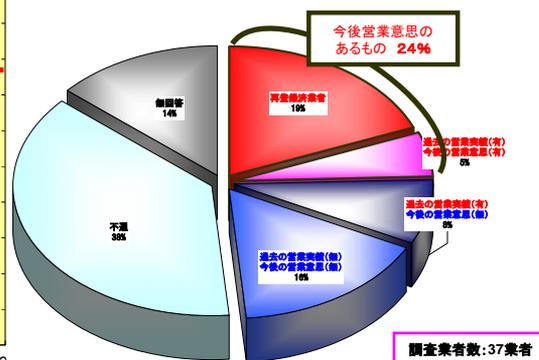
解体工事業登録業者数の推移及び分析

- 登録開始から5年間(～H18.5): 登録業者数は順調に増加
5年経過後(H18.6～): 登録未更新に伴う失効により、登録業者数が一時的に減少
- アンケート調査によると、未更新業者のうち、失効後再登録を行ったものは約2割で、今後も解体工事業を営む意思のあるものは約4分の1である。
→登録業者の中にも、営業実績や意思のない者が一定割合存在する可能性が高い。

(1) 登録業者数の推移



(2) 5年未更新による登録失効業者の内訳 (A県における電話アンケート結果)



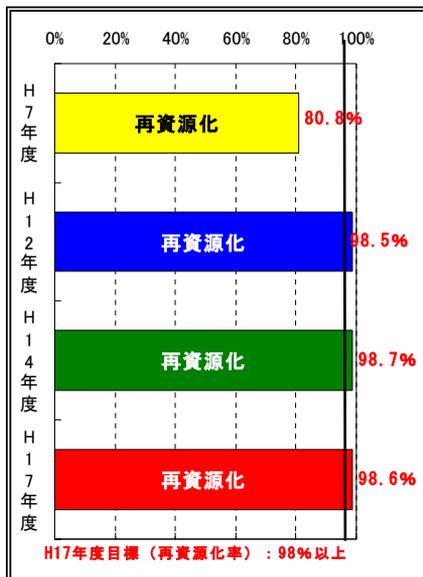
特定建設資材廃棄物の再資源化率等の推移

第1章 2.(1)
第1章 3.(1)⑥

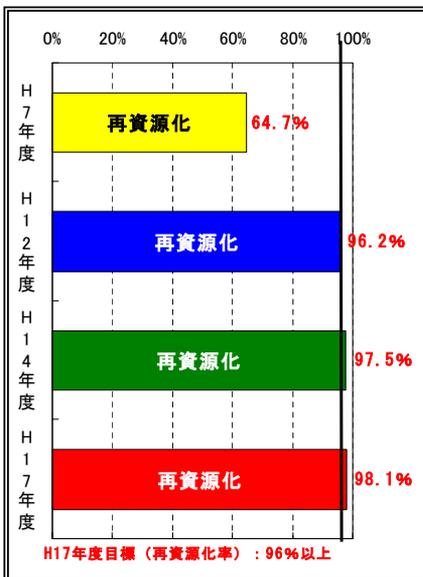
■ 特定建設資材の再資源化率は、着実に上昇し平成17年度目標※を達成している。

※建設リサイクル推進計画2002(国土交通省)における目標

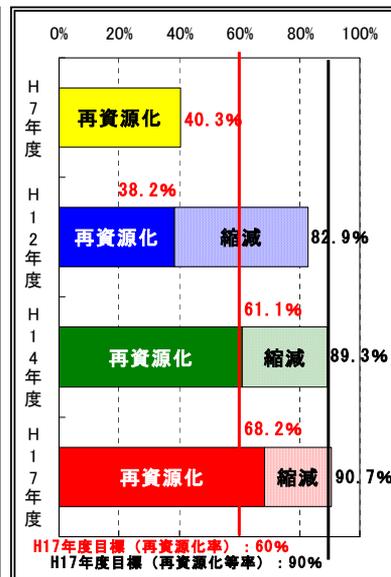
○アスファルト・コンクリート塊



○コンクリート塊



○建設発生木材(伐木材等含む)



出典: 建設副産物実態調査(国土交通省)

建設廃棄物の再資源化率等の推移

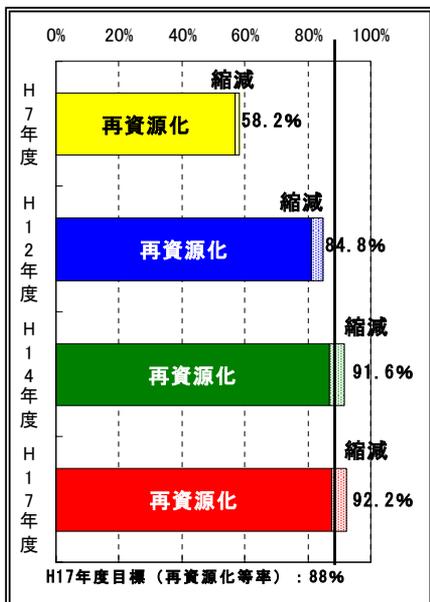
第1章 2.(1)

■ 建設廃棄物の再資源化等率は、着実に上昇し平成17年度目標※を達成している。

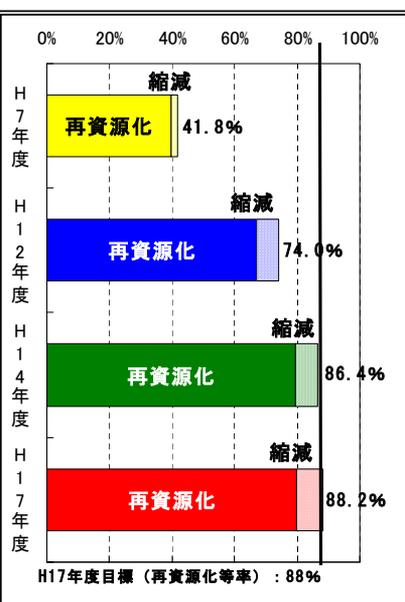
※建設リサイクル推進計画2002(国土交通省)における目標

■ 建設リサイクル法施行後、建築系廃棄物の再資源化等率が高い伸びを示している。

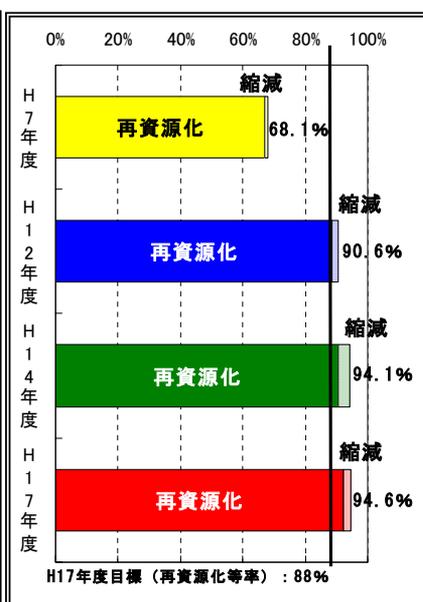
○建設廃棄物合計



○建築系廃棄物



○土木系廃棄物



出典: 建設副産物実態調査(国土交通省)